

## 関西電力病院 利益相反委員会規程

制定 平成 17 年 2 月 1 日

### (目 的)

第 1 条 関西電力病院で行われる医学の研究等（以下「研究等」という。）に対して、「医学研究のCOIマネジメントに関するガイドライン」（日本医学会）に沿った利益相反のマネジメントを行うことを目的とする。

### (任 務)

第 2 条 委員会は前条の目的に基づき、研究等に係る利益相反を管理するとともに、研究等に係る利益相反に関する事項について審議する。

### (組 織)

第 3 条 委員会は委員長および委員若干名をもって組織する。  
具体的には下記のとおりとする。

- ・委員長 病院長より指名された者とする。
- ・委 員 医療系委員 4名（医師2名、薬剤師、看護師）  
事務系委員 3名（事務系役職者3名）  
外部委員 2名（非病院関係者2名）

### (委員長の職務)

第 4 条 委員長は会務を総理し、委員会の会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

### (委員会の会議)

第 5 条 委員会の会議は、病院長の諮問（別紙 1）を受け、委員長が必要と認めるときに召集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、院外委員 1 名が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 研究等の関係者が委員である場合は、その委員は当該申請の審議に参加できない。

### (申請手続き)

第 6 条 申請を必要とする者は利益相反審査申請書（別紙 2）を、研究実施計画に基づいて作成し、研究実施計画書・利益相反自己申告書（別紙 3）を添えて、委員会開催日の原則 14 日前までに病院長に提出しなければならない。

### (申請者の出席)

第 7 条 前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、又は委員会の求めに応じ、研究等の実施計画・利益相反の状況等の説明を述べるができる。

(委員会における審議事項)

第8条 委員会は、次に各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一、 利益相反マネージメントにおける個別案件の審議
- 二、 倫理委員会との協議による相互の整合性の確保
- 三、 利益相反マネージメントに関する外部への説明責任に関する事項
- 四、 その他利益相反マネージメントに関する必要な事項

(判定の通知)

第9条 委員長は、審査審議終了後速やかにその判定を病院長に答申（別紙4）し、病院長は審議結果について、審査結果通知書（別紙5）により申請者に通知しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、その任務を果たす上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退任後も同様とする。

(事務処理)

第11条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

(施行項目の制定)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は、委員長が定める。

以 上